

役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 勸修福社会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人勸修福社会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき及び評議員選任・解任委員会に評議員選任・解任委員が出席したときには、別表1に基づき報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 前項にかかわらず、理事会及び評議員会が、定款第14条第4項及び定款第28条第2項の規定による決議の省略をした場合においては、業務を行ったものとし、別表1の報酬を支払うものとする。

(理事長及び理事の報酬)

第4条 理事長の報酬は、勤務の実態に応じて別表2により支給する。

- 2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人の業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 第3条及び第4条第1項、第2項にかかる理事長及び理事の年間の報酬の総額は200万円を超えない範囲で支給するものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 上記第1項にかかる監事の報酬については、一人につき各年度の総額が10万円を超えない範囲で支給するものとする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給する。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第7条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したとき

は、別表 4 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(その他)

第 8 条 この規定に基づき支払う報酬に所得税が課税される場合は、所得税を源泉徴収した後の金額を支給するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 8 日から施行する。

別表1(第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	日額 11,137円	実費相当額
評議員会出席報酬	日額 11,137円	実費相当額
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額 11,137円	実費相当額
理事会・評議員会決議の省略時(書面審議)	日額 11,137円	

別表2(第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬	月額 100,000円	実費相当額
理事業務報酬	日額 11,137円	実費相当額
監事報酬	日額 11,137円	実費相当額

別表3(第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
報酬及び旅費	日額 11,137円	実費相当額

別表4(第7条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
報酬及び旅費	日額 11,137円	実費相当額